

くらし ほっと

悪質商法にご用心!ひとりで悩まずすぐ相談! ……………	1
若者が巻きこまれる消費者トラブルにご注意を! ……………	2
高齢者を消費者被害から守る取組が進んでいます ……	3
環境のことを考えながらショッピングしましょう! ……………	4
新潟県金融広報委員会では暮らしに身近な「おかね」に関する情報を提供しています ……………	4

悪質商法にご用心!ひとりで悩まずすぐ相談!

社会経験が浅い若者や、一人暮らしの高齢者などが悪質商法に狙われています。県内消費生活センター等は、若者や高齢者への注意喚起と被害の未然防止を図るため、「悪質商法被害防止共同キャンペーン」を行います。

おかしいな、困ったなと思ったら、お近くの消費生活センター等に相談しましょう。 **キャンペーンリーフレット表紙**

★特別電話相談「若者トラブル110番」

実施日 平成29年1月19日(木)～20日(金)

★特別電話相談「高齢者トラブル110番」

実施日 平成29年2月16日(木)～17日(金)

■新潟県消費生活センター受付時間等

〈特別電話相談受付時間〉午前9時から午後6時まで

(来所相談は午後5時まで)※時間を延長して、電話相談を実施します。

〈受付電話番号〉**025-285-4196**

〈実施場所〉**新潟県消費生活センター**

新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ1階



相談多数! アダルトサイトのワンクリック請求にご注意

相談事例

スマートフォンで無料のアダルトサイトに接続し、年齢確認をタップしただけで「会員登録完了」と表示された。慌てて「誤作動の方はこちらへ」と表示の連絡先に電話すると、「契約は成立している。解約したいなら28万円支払うように」と言われ、指示されるままコンビニでギフトカードを購入し番号を覚えてしまった。

アドバイス

○業者に連絡しないこと

ワンクリック請求は、突然、料金を請求する画面が表示されますが、一度タップしただけでは契約は成立していませんので、業者への連絡や、お金を支払う必要はありません。慌てて電話をしてしまうことで、相手に個人情報を出され、また、高額な料金を請求されますので、連絡しないことが大切です。

○公的な相談窓口の消費生活センター等に相談しましょう。

アダルトサイトから高額な料金を請求され、ネットで調べた民間の相談窓口で相談したところ、高額な料金を請求されたとの相談事例も寄せられています。トラブルに遭ったときは、民間の相談窓口で連絡せず、最寄りの消費生活センター等(消費者ホットライン188)に相談しましょう。

若者が巻きこまれる 消費者トラブルにご注意を!

県内の消費生活センター等に寄せられた平成27年度の相談件数は、高等学校を卒業する年齢の18歳から大幅に増加しています。社会経験が浅い若者を狙う悪質な業者のトラブルの相談も寄せられています。契約は慎重に、また、不要な契約はきっぱり断りましょう。

事例1 「ラクしてもうかる?」サイドビジネスのトラブル

相談事例

スマホで検索して在宅ワークを見つけた。ホームページを開設して商材を売り、契約が取れば5万円の収入が入り、さらにメルマガを週に3回作成すると1件につき300円の報酬が受け取れるとのこと。コンビニのFAXで契約書面をやり取りした後、ホームページ作成料と管理料として50万円を振り込んだ。ホームページを開設し1万円の報酬が一度だけ口座に振り込まれた。

その後、業者から容量を無制限にするオプションを勧められ、600万円を要求されたが、自分が用意できる分だけ支払えば、不足分は業者が負担すると言うので、300万円支払う約束をし、手持ちの70万円と消費者金融から借りた150万円を振り込んだ。業者から「サイト拡大後の3日間で50万円の利益が出た」と言われたものの報酬は受け取っていない。不審に思いやめたいと申し出たら「600万円と損害賠償を家族に請求する。裁判を起こす」と脅された。

アドバイス

副業サイトの相談では「簡単にもうかる」「必ず高収入が得られる」などの広告を信用して契約したが、説明を受けたような収入が得られなかった、業者と連絡がとれなくなったなどの事例があります。簡単に大金を稼げる方法はありません。ネットの広告をうのみにせず、契約する前に消費生活センター等に相談しましょう。

事例2 強引な新聞勧誘のトラブル、不要ならきっぱり断りましょう

相談事例

大学生で一人暮らしをしている。先日、新聞販売員が自宅を訪問し、強引にたくさんの景品を渡され、断り切れずに購読契約をした。翌日になってクーリング・オフの手続きをしたが、今日また別の新聞の勧誘を受けた。とても迷惑なのでやめてほしい。

アドバイス

新聞勧誘のトラブルは、進学や就職などで一人暮らしを始めた若者に多くみられます。新聞の勧誘であることを告げずに販売員が訪ねてくるケースもありますので、不用意に玄関を開けず、訪問者の用件をよく確認し、不要な場合はきっぱり断りましょう。

事例3 請求書の内容はよく確認して!賃貸アパート退去のトラブル

相談事例

2年間住んでいたアパートの退去時に修理代として11万円の請求を受けた。請求書にはフローリングの全室張替、壁の汚れ修理代などが記載されている。ベッドを置いた床はへこんでしまったが、壁の汚れは覚えがない。全額払わなければならないのだろうか。

アドバイス

自分が汚す、壊すなどしてしまった箇所の修理代は借主負担ですが、経年劣化による修理代は貸主負担です。国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に費用負担の基準が示されています。負担割合を確認し請求額に納得がいかない場合は、家主や管理業者と話し合いましょう。また、敷金が修理代と相殺される場合が多いようですが、請求内容をよく確認して十分な説明を求めましょう。

高齢者を消費者被害から 守る取組が進んでいます

高齢者消費者被害防止に関する意見交換会を開催しました(11月30日)

新潟県内において、高齢者からの消費生活相談は全体の約3割を占めています。

また、悪質業者は高齢者の「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安につけ込み、言葉巧みに近づき、親切にして信用させ、年金や貯蓄などの大切な財産を狙います。特に高齢者は自宅にすることが多いため、電話勧誘販売や訪問販売による被害に遭うことが懸念されます。このため、現在、高齢者を消費者被害から防ぐため、地域で見守る体制づくりが求められています。

こうした中、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会(地域の様々な団体が連携して高齢者を見守るためのネットワーク)が11月16日に県内で初めて佐渡市で設置されました。

こうした取組を広げていくため、11月30日に意見交換会を開催しました。その場では、これまでの佐渡市の取組内容と協議会設置までの経過の発表を聞き、県内関係団体等と情報共有や意見交換を行いました。

佐渡市からは、「福祉部局による既存のネットワークに消費生活センターも加わる中で、見守る側の小さな気づきが高齢者を消費者被害から守ることを繰り返し訴えてきた。生命や健康に加えて財産の被害も高齢者の生活に大きな影響を及ぼすことを福祉サイドに理解してもらうことが何より重要。」とこれまでの取組を振り返り、「高齢者の見守りの担い手となる方々に対しては、日頃、高齢者と接する中で強引な勧誘など悪質商法等による契約トラブルに気づいたら、すぐに消費生活センターへつないでほしい、と伝えている。福祉関係者はもちろん民間企業の方々も見守りの意識が高く理解が得られやすかった。」と地域一体の取組の様子が紹介されました。

今後の他の市町村の動きが注目されます。



佐渡市、十日町市、魚沼市、柏崎市、新潟市、長岡市、県高齢福祉保健課、県警察本部、県消費生活センター、県弁護士会、消費生活ネットワーク新潟が参加し、情報共有と意見交換を行いました。

●佐渡市の取組

佐渡市では、消費生活センターで受けた相談の中で、高齢で判断力が十分でない方など、見守りが必要な方には、以前から必要に応じて、相談員が民生委員等にその後の見守りをお願いしています。

また、次のような取組を実施しています。

- ・タイムリーな市内の悪質被害情報をFAXで郵便局や宅配業者、地域包括支援センター等に情報提供(送付先100件程度)。
- ・地域包括支援センターが高齢者の消費者トラブルを発見した場合には、聞き取り項目を示し相談内容を消費生活センターへつなぐ体制の確立。
- ・消費生活センター相談員が市内各地で消費生活出前講座を実施、併せてセンターをPR。

い や や !
「188」

消費者ホットライン

お近くの消費生活相談窓口につながります。

環境のことを考えながら ショッピングしましょう!



私たち一人ひとりが、環境のことを考えた買い物をすることを積み重ねると、商品売っている販売店や、製品をつくっているメーカーも、環境を意識したサービスや品揃え・ものづくりをするようになります。今日から、環境にやさしい買い物に取り組んでみませんか。

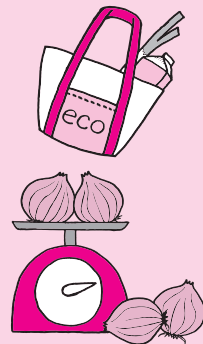
●買い物にはマイバッグ(買利物袋)を持参する。

買い物にはお気に入りのマイバッグを用意して、レジでは「袋はいりません」と断れば、レジ袋の原料になる資源(石油)を大切にすることにつながります。また、ごみの発生も減らせます。

買い物にはマイバッグを持参する。いつでも、誰でもできる環境にやさしい取組です。

●「量り売り」「小分け売り」で必要な分だけ買う。

買利物は必要なものを必要な分だけ買うようにしましょう。肉、魚、野菜など、「量り売り」や「小分け売り」の利用で、必要な分だけ買うようにすれば、トレーなど容器のごみも減らせ、「余り物」も出ないので、食品ロス削減にもつながります。



お問合せ先

環境にやさしい買利物運動実行委員会
(新潟県県民生活・環境部消費者行政課内) TEL:025-280-5135

新潟県ホームページにも情報を掲載しています。

環境にやさしい買利物運動

検索

知るぽると 新潟

新潟県金融広報委員会(愛称:知るぽると新潟)では、 暮らしに身近な「おかね」に 関する情報を提供しています



★無料で講師を派遣しています

町内会、婦人会などの仲間同士や地域の学習会などに講師派遣制度をご利用ください(原則15名以上)

★刊行物・資料を無償で提供しています(一部有償)

- ・大学生、若手社会人の方に、「大学生のための人生とお金の知恵」
- ・大人が身につけたい「大人のためのお金と生活の知恵」
- ・ファミリー層向けに、「ママとパパのための幸せとお金の知恵」など

★インターネットで情報を提供しています

おかねにかかわる情報サイト：<http://www.shiruporuto.jp>



新潟県金融広報委員会では、中立・公正な立場からわかりやすい金融情報を提供し、豊かな暮らしのお手伝いをしています。詳しくは下記の連絡先までお問い合わせください。

新潟県金融広報委員会事務局

〒951-8622 新潟市中央区寄居町344 日本銀行新潟支店内 TEL:025-223-8414

<http://www3.boj.or.jp/niigata/kinkoui/kinkoui.html>

新潟県金融広報委員会

検索



編集・発行



この印刷物の印刷時に排出されるCO2は、佐渡市の「トキの森」、阿賀町の「阿賀悠久の森」、津南町の「龍神の森」及び南魚沼市の「銘水の森」整備に資金提供することによりオフセットしています。

●新潟県県民生活・環境部消費者行政課

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
TEL: (025)280-5135(直通) / FAX: (025)284-0075
E-mail: ngt030200@pref.niigata.lg.jp
ホームページ: <http://www.pref.niigata.lg.jp/shohishagyosei/consumer.html>

●新潟県消費生活センター

〒950-0994 新潟市中央区上所2丁目2番2号 新潟ユニゾンプラザ1階
TEL: (025)281-5516 / 相談電話: (025)285-4196
FAX: (025)281-5517 / E-mail: ngt035010@pref.niigata.lg.jp
ホームページ: <http://www.pref.niigata.lg.jp/shohiseikatsu/>